

「成田市高齢者はり、きゅう、マッサージ等施設指定書」の交付を受けた方へ

指定書について

- 指定書は、利用者の見やすいところに掲示して下さい。
- 指定届出事項に変更があった場合は、10日以内に成田市高齢者福祉課に届け出て下さい。
 - ・ 開設者の氏名、住所
 - ・ 施術所の開閉、名称変更、所在地変更
 - ・ 振込先口座の変更（原則、開設者名義の口座へ振り込み）
 - ・ 施術者の変更（増員、減員、とりあつかう施術内容の変更 等）
 - ・ 指定施設を辞退する場合
- 指定書の内容に変更や指定の辞退があった場合は、交付を受けた旧指定書は市に返還して下さい。

利用券について

- 利用券1枚につき、1,000円を助成いたします。施術の際は、料金から1,000円を差し引いた額を、利用者から受領して下さい。
- 施設利用券を使用できるのは本人のみであり、同居の親族等に対しても施設利用券を譲渡することはできません。
- 保険適用の施術の場合、利用券は使用できません（併用不可）。
- 助成の対象は、はり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師の免許を有する者が行うはり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧による施術を受ける方のみであり、免許を持たない者による施術や柔道整復による施術を受ける方は対象外です。
- 利用者1人につき年間で24枚が上限です。利用券の交付申請時期により、所持枚数が異なります。（いかなる理由でも、再発行は致しておりません）
- 施術1回につき、使用できる利用券は1枚のみです。但し、月ごとの利用枚数に上限はありません。
- 使用上の注意が利用券の裏面に記載されています。利用者の方々にご案内くださいますよう、よろしくお願いいたします。

請求事務について（月ごと）

- 助成金は、翌月の10日までに開設者住所・氏名及び施術年月日を記載した利用券を必ず添付し、別添の請求書様式にて請求して下さい。月末までに指定の口座にお支払いいたします。11日以降の請求は、支払が翌月扱いになることがありますので、ご了承下さい。
- 請求書には「開設者の押印」もしくは「請求書の発行における責任者および担当者の役職・氏名・電話番号の記載」をお願いいたします。
- 請求書記載内容の訂正については、修正液等は使用不可となります。また、請求金額の訂正は不可です。金額欄を誤記入した際は新しい用紙を用いて再度作成して下さい。その他の部分は、見え消し訂正の上、開設者本人の訂正印を押印して下さい。